

○役員出張旅費規程

昭和61年5月1日

制定

改正 平成8年7月8日

平成30年5月9日

平成31年2月22日

令和2年3月17日

令和5年3月29日

(適用範囲)

第1条 この規程は、役員が出張する際の旅費の支給について適用する。

2 前項の規定にかかわらず、職員の身分を持つ役員については、この規程を適用せず、旅費規程及び海外出張規程を適用する。

(種類)

第2条 出張旅費の種類は、交通費、日当及び宿泊料とする。

(旅費の支給)

第3条 旅費は、原則として出張前に概算払をもって支給し、帰着後精算するものとする。

(交通費)

第4条 交通費は、別表第1の基準に基づき、鉄道、船舶、航空機又はそれらに準じる公共交通機関を利用した運賃若しくは車賃の実費とする。

(日当)

第5条 日当は、出張日数に応じて別表第1の金額を支給する。

(宿泊料)

第6条 宿泊料は、宿泊日数に応じて別表第1の金額を上限として、実費を支給する。ただし、法人が食事付宿泊所を提供するか又は宿泊料を含めた会費を支払う場合は宿泊料を支給しない。

(海外出張)

第7条 海外出張については、別表第2の基準に基づき、その実費を旅費として支給する。

2 海外出張の場合、学校法人五島育英会を受取人とする海外旅行傷害保険付生命保険を別表第3の基準に基づいて付保することができる。学校法人五島育英会が、保険金の給付を受けたときは、必要経費を除き出張者に支給する。

(その他)

第8条 この規程によらざる事項の生じたる場合には、その都度定めるものとする。

(所管部署)

第9条 この規程の所管部署は、法人本部総務部人事課とする。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、常務会の議を経て理事長が行う。

付 則 (令和5年3月29日)

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

別表第1

種類	区分	理事長	専務理事・ 常務理事	理事	監事
鉄道賃		運賃 特急料金 座席指定料金 グリーン料金			
航空賃		普通座席の運賃 等級がある場合は普通座席の直近上 位の運賃		普通座席の運賃	
船賃		(1) 運賃の等級が二階級に分かれ ている場合はその上級の運賃 (2) 運賃の等級が三階級に分かれ ている場合はその最上級の運賃		(1) 運賃の等級が二階級に分かれ ている場合はその下級の運賃 (2) 運賃の等級が三階級に分かれ ている場合はその中級の運賃	
車賃		実費			
日当		—	—	—	3,000円
宿泊料		20,000円を上限とする実費			

東京都特別区に宿泊する場合は、宿泊料の上限を5,000円引き上げる。

別表第2

種類		区分		理事長	専務理事・ 常務理事	理事	監事
航空賃		ビジネスクラス			エコノミークラス		
鉄道賃		運賃の等級が二階級に分かれている場合はその上級の運賃			運賃の等級が二階級に分かれている場合はその下級の運賃		
船賃		運賃の等級が二階級に分かれている場合はその上級の運賃			運賃の等級が二階級に分かれている場合はその下級の運賃		
車賃		実費					
日当		—		—		—	
宿泊料	指定都市	実費		実費		25,700円を上限とする実費	
	甲地方					21,500円を上限とする実費	
	乙地方					17,200円を上限とする実費	
	丙地方					15,500円を上限とする実費	

都市・地方は国家公務員等の旅費支給規程の区別に基づくものとする。

別表第3

	理事長・専務理事・常務理事・理事・監事
傷害死亡	3,000万円
傷害後遺障害	3,000万円